

2017年10月12日

株式会社シー・エス・ランバー

代表取締役社長 中井 千代助

問合せ先： 管理本部 043-213-8817

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、木材に関する事業を通じて、お客様に満足して頂くとともに、株主・従業員・取引先等、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築による企業価値の向上を目指すことにあります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社千代	720,000	48.0
中井政助	120,000	8.0
シー・エス・ランバー従業員持株会	118,800	7.9
中井礼子	109,900	7.3
中井俊輔	83,000	5.5
中井千代助	50,700	3.4
株式会社日立ライフ	36,000	2.4
株式会社東栄住宅	36,000	2.4
SMB 建材株式会社	36,000	2.4
酒井正喜	30,000	2.0
土井利和	30,000	2.0
戸田正	27,000	1.8
阪和興業株式会社	24,000	1.6

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

株式会社シー・エス・ランパー	18,000	1.2
双日建材株式会社	12,000	0.8

支配株主名	なし
-------	----

親会社名	なし
------	----

親会社の上場取引所	なし
-----------	----

### 補足説明

株式会社千代は、当社代表取締役中井千代助の資産管理会社であります。
-----------------------------------

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	JASDAQ (スタンダード)
決算期	11月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主はいないため支配株主との取引もございません。
----------------------------

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし
----

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

【社外取締役関係】

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
馬締和久	他の会社の出身者								△			
鈴木庸夫	学者								○			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬締和久	○	馬締和久氏は、阪和興業株式会社の役員でありました。当社における阪和興業株式会社との取引（平成28年11月期）は、当社仕入は7%台（第2位）、当社販売は2%台（第8位）と相応のものであります。ただし、馬締和久氏は平成24年6月に阪和興業株式会社の取締役を退任し、その後3年間は	総合商社の役員としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、また、長年にわたり木材ビジネスに関する知見を蓄積していることにより、高い見地と広い視野から当社の企業価値向上に貢献することが期待されるためです。

		顧問をしておりましたが、基本的には会社との関係はなくなっております。また当社も阪和興業元役員としてではなく、経営に対する姿勢・考え方に期待して人物本位で招聘をしております。よって取締役としての独立性に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれもありません。	
鈴木庸夫	○	鈴木庸夫氏は、長きにわたり法学関係の職にあり、当社グループやその取引先及びその業務執行者とは過去から接点がありませんでした。平成 25 年 3 月千葉大学退官と同時に弁護士資格を得て当社の顧問弁護士事務所である真田綜合法律事務所の客員弁護士になりました。ただし法学研究（明治学院大学）が引き続き主たる業務であり、当社案件には全く関与しておりません。よって取締役としての独立性に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれもありません。	公法、行政法の研究に従事し、千葉市、川崎市などの情報公開審査会会長を歴任して行政機関の経営透明性を向上させたなど、地方自治や都市行政などに関して幅広い知見・識見を有しております。そのため、住宅建設の一翼を担う当社グループにとりましても、示唆に富んだ助言や公企業としての指導などが得られ、ガバナンスの一層の徹底に資することが期待されるためです。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人からの監査計画の概要、監査重点項目の報告を受け、監査役会からも会計監査人に対し監査役監査計画の説明を行っております。監査結果については定期的に相互に報告を行い、情報交換や意見交換を行なう等連携を図っております。また、監査役は必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、会計監査人から適宜監査に関する報告を受けております。

内部監査部門であります内部監査室は、監査役に対し、内部監査計画の説明を行っております。また、監査役と内部監査室は情報交換を行い、それぞれの監査結果・指摘事項等の情報を共有しております。

さらに内部監査室が行う財務報告に係る内部統制に対する評価に対して、会計監査人による指導・助言を受けるとともに、評価範囲等について適宜協議しているほか、内部監査室長が監査役と会計監査人との四半期に1度開催される情報交換の場（三様監査会議）に同席するなど、必要な相互連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木徹男	他の会社の出身者										△			
菅谷真人	公認会計士										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木徹男	○	鈴木徹男氏は、平成 26 年 2 月から当社の社外監査役の職にありますが、千葉銀行では平成 14 年 6 月に常務取締役を退任しております。その後は千葉銀行の関連会社に在籍していましたが、平成 26 年 6 月に全ての職から離れ、それ以降は千葉銀行とは一切関係がありません。よって監査役としての独立性に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれもありません。	銀行業務を通じて培われた幅広い経験と見識を当社の監査に反映させることができ、経営に関与した経験と十分な知識を有していることから、高い見地と広い視野により当社の経営改善に指導的な役割を果たすことが期待されるためです。
菅谷真人	○	菅谷真人氏は、千葉第一監査法人の代表の職にありました。当社は千葉第一監査法人と監査契約を締結しておりますが、契約関係は平成 24 年 7 月 4 日に始まったものであり、その時はすでに菅谷真人氏は同法人を退職し接触は一切ありませんでした。よって監査役としての独立性に影響を及ぼすものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれもありません。	長年にわたり会計監査を実施してきたことから企業の財務戦略や内部統制などの現場に精通しており、また代表社員として監査法人の経営にも関与してきた経験により幅広い見識を有していることから、高い見地と広い視野から当社の企業価値向上に貢献することが期待されるためです。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
--------------------------------------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストックオプション制度の導入
-----------------------	----------------

実施状況

該当項目に関する補足説明

当社は、功績があり、今後の活躍が期待される役員及び従業員幹部へ付与いたしました。企業価値及び業績向上のためのインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

当社取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

役員及び従業員幹部 66 人へ付与いたしました。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬は総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬の限度額を決定しております。各取締役の報酬は、その役位に応じた固定報酬とし、株主総会で決議された取締役報酬総額の限度内で取締役会の決議により決定しております。各監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役報酬総額の限度内で監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する取締役会にかかる情報提供等のサポートは、管理本部が行っております。また、社外監査役を含む監査役をサポートするため、管理本部総務部に加え内部監査室も連携してサポートを行っております。取締役会開催にあたっては、事前に議題を社外取締役、社外監査役を含む全取締役、全監査役に通知し周知しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社であり、会計監査人を設置しております。

- (1) 当社の取締役会は取締役 7 名で構成されており、うち社外取締役 2 名(すべて独立役員)であります。取締役会規則に基づき毎月 1 回定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項の審議・意思決定及び業務執行状況の監督を行っております。加えて社外取締役(独立役員)は、客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を

確保するための助言・提言を行っております。

(2) 当社の監査役会は常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名で構成されております。非常勤監査役 2 名はいずれも社外監査役（独立役員）であります。監査役 3 名による監査役会は、原則毎月 1 回開催され、必要事項を決議・協議するほか、常勤監査役の監査活動を非常勤監査役へ報告することにより、全監査役の情報の共有化を図っております。また、監査役は取締役会に出席し取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役監査活動は監査役監査計画に基づいて実施されており、会計監査人との連携や内部監査室との連携により、効率的かつ実効性のある監査体制が構築されております。

このような監査役の活動は当社の経営に対する監査機能として有効に作用しており、その効果も得られております。

(3) 当社の内部監査については、社長直属であり業務執行部門から独立した部署として内部監査室を設置しております。内部監査室では、当社の各部門（各工場を含む）及び子会社の監査を、内部監査規程及び年度内部監査計画に基づいて行い、グループ全体の組織、制度及び業務の運営が法令、社内規程、経営方針に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査し、内部統制機能の向上を図っております。内部監査室は監査結果を社長、取締役、監査役等に報告し、必要に応じて社長に改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより内部監査の実効性を確保しております。

(4) 当社は、千葉第一監査法人と会計監査についての監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査業務に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。第 34 期連結会計年度において業務を執行した公認会計士の氏名は、本橋雄一、大川健哉であり、千葉第一監査法人に所属し、いずれも継続監査年数は 7 年以内であるため、記載を省略しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 6 名、公認会計士試験合格者 1 名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性を確保しながらも、効率的で健全な経営を維持し、企業価値の永続的な向上を実現するのに相応しい体制であると考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

## Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案検討時間を確保できるように、可能な限り早期発送に努めてまいります。



集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月決算であり、定時株主総会は毎年2月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	必要に応じ検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	必要に応じ検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	必要に応じ検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成のうえ、当社ホームページで公表することを検討してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点で開催予定はございませんが、アナリスト及び機関投資家向け説明会資料を当社ホームページで開示することを検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的にあナリスト及び機関投資家向け決算説明会を実施することを検討してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、株主構成を確認の上検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページで「有価証券報告書」「決算短信」「決算説明会資料」「決算情報以外の適時開示情報等」を掲載することを検討してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部及び経営企画部をIR担当部署とする予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社グループの「社是」「シー・エス・ランバークループ経営理念」でその精神を規定し、すべてのステークホルダーとの良好な関係の構築による企業価値の向上を目指すこと推進しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	「内部統制システムに関する基本方針」でその基本姿勢を定め、リサイクルや豊かな木材住環境作りなどに挑戦しております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	企業価値向上への取組みとその成果が、株式市場において公正に評価され、株価に正しく反映されることが重要と考えております。 そのため「重要情報管理規程」で規定しておりますが、株主・投資家をはじめお客様・従業員・地域社会等のステークホルダーの皆様に対しても透明性の高い経営を行い、コミュニケーションを深め円滑な関係を構築しながら当社に対する理解を促進し適正な評価を頂くために、各種法令、規則への準拠以上の積極的な適時適切な開示を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 「取締役会規則」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び本部長の職務の執行状況についての報告がなされる体制を整備するとともに、それに関する意見を交換することにより、相互に職務執行を監視・監督する。
  - (2) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職制規程」、「業務分掌規程」及び決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
  - (3) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理に則りかつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
  - (4) コンプライアンスを尊重する社内風土を醸成するため、コンプライアンス推進委員会を設置し、事務局を管理本部とする。事務局は、コンプライアンスマニュアルを作成するとともに、取締役及び使用人に配布し、研修等の実施により、取締役及び使用人のコンプライアンスに関する知識を高め、コンプライアンス推進体制の構築・強化を図る。
  - (5) 法令違反などの早期発見と不祥事の未然防止を図るため、内部通報窓口を設けて、取締役及び使用人が社内での法令違反について通報を行いやすい体制を構築するとともに、通報者に対して不利益な取扱いを行わないこととする。
  - (6) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制として、業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、「役員規程」、「機密情報管理規程」並びに「文書管理規程」に基づき、適正に保存及び管理を行う。
  - (2) 「プライバシーポリシー」に基づき、個人のお客さまに関する情報を適正に取得、利用、管理する。
  
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会で当社グループの事業を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。
  - (2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握と損失の最小化に努める。
  - (3) 会社として重要な課題である「安全」と「品質」について、そのリスクを専管する組織として「安全衛生委員会」、「品質向上委員会」等を設ける。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会を定例として月に1回開催する他、適宜臨時に開催することにより、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定及び業務執行の監督を行う。
  - (2) 職務執行を効率的に行うために、適正な組織と業務分掌を設定し、その執行に際しては、職務権限に基づき実効性のある意思決定を行う。
  
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社における重要な意思決定についての当社の関与の仕組みや、業務執行に係る重要事項の当社への報告の仕組みを「関係会社管理規程」により整備し、管理・監督を行う。
  - (2) 関係会社は、「リスク管理規程」に従い、リスクを発見した場合には速やかに当社のリスク管理担当部署に報告を行い、当社は関係会社に対し事案に応じた支援を行う。
  - (3) 関係会社の自主性を尊重しつつ、関係会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保つように支援する。
  - (4) 当社と関係会社相互において、法令または関係会社管理に関する規程に違反する事項を発見した場合に当社内部通報窓口へその旨を通報する仕組みを定め、「コンプライアンス規程」に基づき適切な対応を行う。
  - (5) 管理本部が関係会社の内部統制を統括する。内部監査室が内部監査を実施し、管理本部はその結果に基づいて、必要があれば関係会社に対して指示または勧告を行う。
  
6. 監査役の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、監査役の要請に応じて、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととし、その任命、解任、異動については、監査役の同意を必要とする。
- (2) 監査役がその職務を補助する使用人を置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 取締役及び使用人は、定期的に職務執行状況を監査役に報告する。
- (3) 法令違反その他のコンプライアンス上の問題点について、監査役への適切な報告体制を確保する。
- (4) 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利な取扱いを禁止する旨を周知徹底する。

8. 監査役が職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が職務の執行について生じる費用又は債務を請求したときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、これを負担する。

9. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と適時会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思疎通を図る。

10. 反社会的勢力排除を確保するための方針及び体制

- (1) 当社及び関係会社は、法令及び社会的規範を遵守し、良識ある企業活動を行ってお客さまに貢献することを目指す。
- (2) 反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない。
- (3) 「反社会的勢力対策規程」及び「不当要求行為対応マニュアル」に基づき、総務部が該当本部と一体となって反社会的勢力の対応窓口となり、所轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との連携を図る体制を構築する。

11. 環境への取組みを確保するための方針及び体制

- (1) 当社及び関係会社は、良き企業市民として、地球環境の保全に十分配慮することを環境に対する基本姿勢とする。
- (2) 端材の発生を抑制し、また再利用やリサイクルに取り組み、循環型社会の構築に向けた努力を

行う。

- (3) やむを得ず廃棄物が発生する場合も、「産業廃棄物処理委託規程」に基づき、適切な廃棄が行われる体制を構築する。

12. 企業の社会的責任（CSR）の推進を確保するための方針及び体制

- (1) 当社及び関係会社は、「社是」及び「シー・エス・ランバークループ経営理念」に基づき、あらゆる事業活動を通じて調和のとれた持続可能な社会の発展に貢献する。
- (2) 企業が社会へ与える影響に責任をもち、全てのステークホルダーとのオープンなコミュニケーションを通じて適切に意思決定をし、ステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努める。
- (3) 業界団体の諸活動等にも積極的に参画し、木造住宅が豊かな社会生活に対してできるものを追求する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムに関する基本方針」において、当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について、以下のとおり定めております。

- (1) 当社及び関係会社は、法令及び社会的規範を遵守し、良識ある企業活動を行ってお客さまに貢献することを目指します。
- (2) 反社会的勢力及び団体に対しては、組織・役員及び使用人一体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持ちません。
- (3) 「反社会的勢力対策規程」及び「不当要求行為対応マニュアル」に基づき、管理本部が該当本部と一体となって反社会的勢力の対応窓口となり、所轄警察署や弁護士等の外部の専門機関との連携を図る体制を構築しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

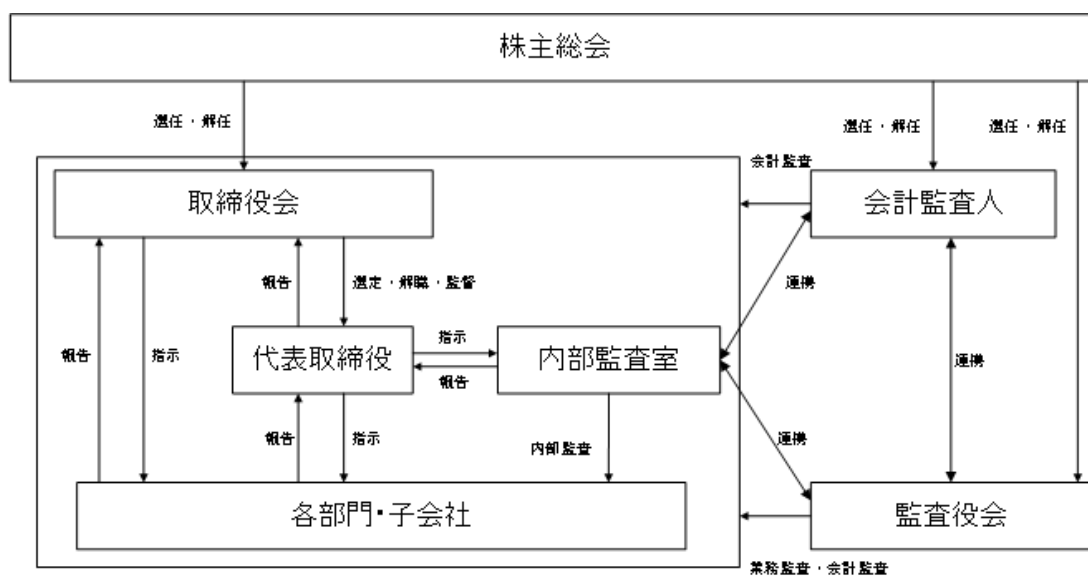
現時点では買収防衛策を導入する予定はありませんが、当社の取組みを支持していただいております株主をはじめ、全てのステークホルダーの皆様の利益を損なわないため、当社としてどのような対応を取るべきか検討いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムやリスク管理体制などにつき、今後も不断の努力により強化、高度化を図ってまいります。

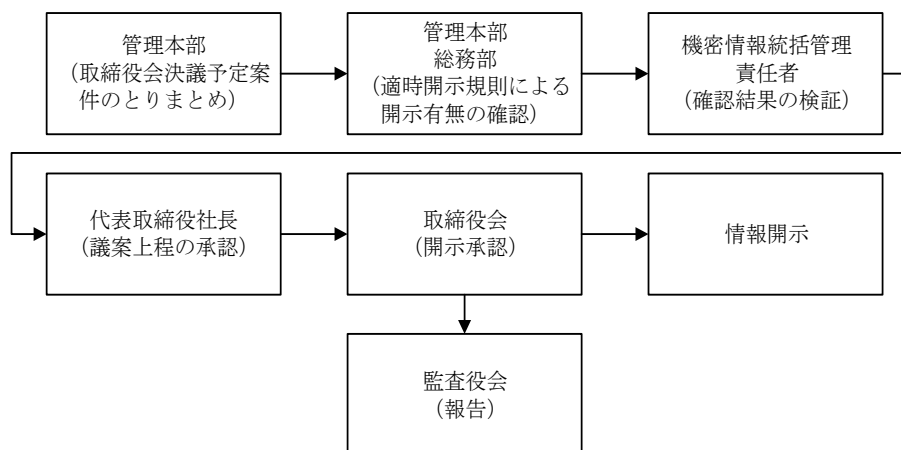
ます。

【模式図(参考資料)】

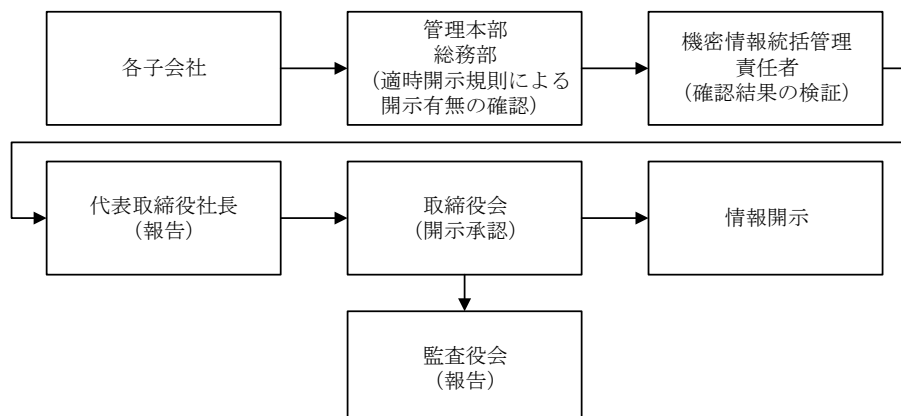


【適時開示体制の概要（模式図）】

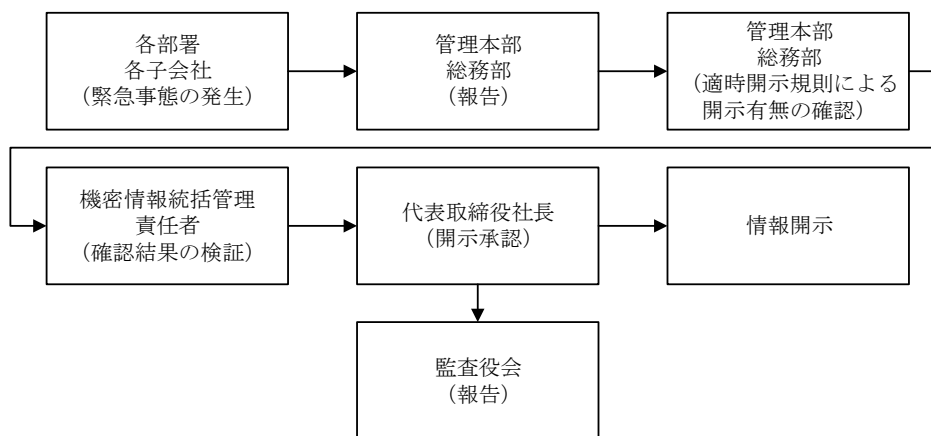
当社に係る決定事実・決算に関する情報等



子会社の決定事実に関する情報



当社グループに係る発生事実に関する情報



以上